

# 利用に当たって

## 1 調査の目的

工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

## 2 調査の根拠

統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく「基幹統計調査」として、工業統計調査規則（昭和 26 年通商産業省令第 81 号）により実施されている。

## 3 調査の期日

平成 22 年 12 月 31 日現在

## 4 調査の範囲

日本標準産業分類（平成 19 年総務省告示第 618 号）に掲げる「大分類 E－製造業」に属する事業所を対象としている。ただし、国に属する事業所は除いている。

## 5 調査の方法

従業者 30 人以上の事業所については「工業統計調査票甲」、従業者 29 人以下の事業所については「工業統計調査票乙」を用い、申告者（事業所の管理責任者）の自計申告により行っている。

なお、調査票の様式は巻末に添付している。

## 6 主な項目の説明

### (1) 事業所数

平成 22 年 12 月 31 日現在の数値である。

### (2) 従業者数

平成 22 年 12 月 31 日現在の常用労働者数、個人事業主及び無給家族従業者数の合計である。

#### ア 常用労働者

次のいずれかに該当する者をいう。

(ア) 期間を決めず、又は 1 か月を超える期間を決めて雇われている者

(イ) 日々又は 1 か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ 18 日以上雇われた者

(ウ) 他企業からの出向従業者、人材派遣会社からの派遣従業者などで、上記(ア)、(イ)に該当する者

(エ) 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

(オ) 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

#### イ 個人事業主及び無給家族従業者

業務に従事している個人事業主とその家族で無報酬で常時就業している者をいう。

### (3) 現金給与総額

平成 22 年 1 年間に、常用労働者のうち雇用者（「正社員、正職員等」及び「パート・アルバイト等」をいう。）に対し支給された給与（基本給、諸手当等）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額との合計である。

その他の給与額とは、常用労働者に対する退職金や解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する諸給与、他企業へ出向させている者に対する負担額などをいう。

(4) 原材料使用額等

平成 22 年 1 年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計であり、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）を含んだ額である。

ア 原材料使用額

主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品等の使用額をいい、原材料として使用した石炭、石油等も含まれる。また、下請工場等に原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。

イ 電力使用額

購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。

ウ 委託生産費

原材料又は中間製品を他企業の事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。

エ 製造等に関連する外注費

生産設備の保守・点検、機械の操作、梱包などの製造等に関連する外注費で、派遣、委託生産費などの外注費を除く。

オ 転売した商品の仕入額

平成 22 年中に実際に売り上げた転売品に対応する仕入額

(5) 製造品出荷額等

平成 22 年 1 年間における製造品出荷額、製造工程から出たくず・廃物の出荷額、加工賃収入額、その他収入額（修理料収入等）の合計であり、内国消費税（消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税）を含んだ額である。

ア 製造品の出荷

その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものも含む。）を、平成 22 年中にその事業所から出荷した場合をいう。

また、次のものも製造品出荷に含まれる。

(ア) 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

(イ) 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）

(ウ) 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成 22 年中に返品されたものを除く。）

イ 加工賃収入額

平成 22 年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。

ウ その他の収入額

修理料収入、転売収入、冷蔵保管料収入、自家発電の余剰電力の販売収入額等をいう。

(6) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造させた委託生産品も含まれる。

(7) 有形固定資産の額

平成 22 年 1 年間における数値であり、帳簿価額によっている。

ア 有形固定資産

(ア) 土地

(イ) 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む。）

(ウ) 機械及び装置（附属設備を含む。）

(エ) 船舶、車両、運搬具、耐用年数 1 年以上の工具、器具、備品等

イ 有形固定資産の除却額

有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡し等の額をいう。

(8) リース契約による契約額及び支払額

ア リース契約額

新規に契約したリースのうち、平成 22 年 1 月から 12 月までにリース物件が納入、設置されて検収が完了し、物件借受書を交付した物件に対するリース物件の契約額をいい、消費税額を含んだ額である。

イ リース支払額

平成 22 年 1 月から 12 月までにリース物件使用料として実際に支払った月々のリース料の年間合計金額をいい、消費税額を含んだ額である。

(9) 工業用地

ア 敷地面積

平成 22 年 12 月 31 日現在において事業所が使用（賃借を含む。）している敷地の全面積をいう。ただし、グラウンド、倉庫、その他福利厚生施設などに使用している敷地については、生産設備のある敷地と何らかの方法で区別できる場合は除外している。

イ 建築面積

事業所敷地面積内にあるすべての建築物の面積の合計をいう。

ウ 延べ建築面積

事業所敷地内にあるすべての建築物の各階の面積の合計をいう。

(10) 工業用水

ア 淡水

(ア) 水源別用水量

a 公共水道

県又は市町によって経営されている工業用水道又は上水道をいう。

- ・ 工業用水道：飲料に適さない工業用水を供給する水道（工業用水道）から取水した水
- ・ 上水道：一般の水道のことで、飲用に適する水を供給する水道（上水道）から取水した水

b 井戸水

浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水をいう。

c その他の淡水

「a 公共水道」、「b 井戸水」、「d 回収水」以外の淡水をいう。

例えば、河川、湖沼又は貯水池から取水した水、他の事業所から供給を受けた水などである。

d 回収水

事業所内で一度使用した水のうち、循環して使用する水をいうが、回収装置（冷却塔、戻水池、沈でん池、循環装置等）を通すかどうかの有無は問わない。

(イ) 用途別用水量

a ボイラ用水

ボイラ内で蒸気を発生させるために使用した水をいう。

b 原料用水

製品の製造過程において、原料としてそのまま使用した水、あるいは製品原料の一部として添加使用した水をいう。

c 製品処理用水及び洗じょう用水

原料、半製品、製品などの浸漬や溶解などの物理的な処理を加えるために使用した水及び工場の設備又は原料・製品などの洗じょう用に使用した水をいう。

d 冷却用水・温調用水

冷却用水は、工場の設備又は原料・製品などの冷却用に使用した水をいい、温調用水は工場内の温度又は湿度の調整などのために使用した水をいう。

e その他

「a ボイラ用水」～「d 冷却用水・温調用水」以外の水で、従業者の飲料水、雑用水などをいう。

イ 海水

河川のうち常時潮の影響を受けている部分から取水した水及び海水をいう。

## 7 主な集計の算式

$$(1) \text{生産額} = \text{製造品出荷額} + \text{加工賃収入額} + \text{年末在庫額 (製造品 + 半製品・仕掛品)} - \text{年初在庫額 (製造品 + 半製品・仕掛品)}$$

$$(2) \text{付加価値額} = \text{生産額} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額}) - \text{原材料使用額等} - \text{減価償却額}$$

\*1 消費税を除く内国消費税額は、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税（地方道路税含む）の納付税額又は納付すべき税額の合計。

\*2 推計消費税額は、平成13年調査から消費税額が調査項目から除かれたため、推計して算出した消費税額であり、算出に当たっては直接輸出分を除いている。

$$(3) \text{粗付加価値額} = \text{製造品出荷額等 (以下「出荷額等」という。)} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額}) - \text{原材料使用額等}$$

$$(4) \text{付加価値率} = \frac{\text{付 加 価 値 額}}{\text{生産額} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})} \times 100$$

$$(5) \text{原材料率} = \frac{\text{原 材 料 使 用 額 等}}{\text{生産額} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})} \times 100$$

$$(6) \text{現金給与率} = \frac{\text{現 金 給 与 総 額}}{\text{生産額} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})} \times 100$$

$$(7) \text{労働分配率} = \frac{\text{現 金 給 与 総 額}}{\text{付 加 価 値 額}} \times 100$$

$$(8) \text{1事業所当たり出荷額等} = \frac{\text{出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})}{\text{事業所数}}$$

$$(9) \text{ 1 事業所当たり付加価値額} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{事業所数}}$$

$$(10) \text{ 従業者 1 人当たり出荷額等} = \frac{\text{出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})}{\left[ \begin{array}{c} \text{年間月平均} \\ \text{常用労働者数} \end{array} \right] + \left[ \begin{array}{c} \text{個人事業主及び} \\ \text{家族従業者数} \end{array} \right]}$$

$$(11) \text{ 従業者 1 人当たり付加価値額} = \frac{\text{付加価値額}}{\left[ \begin{array}{c} \text{年間月平均} \\ \text{家族従業者数} \end{array} \right] + \left[ \begin{array}{c} \text{個人事業主及び} \\ \text{常用労働者数} \end{array} \right]}$$

$$(12) \text{ 常用労働者 1 人当たり現金給与総額} = \frac{\text{現金給与総額}}{\text{年間月平均常用労働者数}}$$

$$(13) \text{ 有形固定資産投資総額} = \text{土地の取得額} + \text{有形固定資産（土地を除く。）の取得額} + \text{建設仮勘定の年間増減額}$$

$$(14) \text{ 在庫投資総額} = \text{年末在庫額（製造品} + \text{半製品} \cdot \text{仕掛品} + \text{原材料} \cdot \text{燃料）} - \text{年初在庫額（製造品} + \text{半製品} \cdot \text{仕掛品} + \text{原材料} \cdot \text{燃料）}$$

$$(15) \text{ 在庫増減} = \text{年末在庫額（製造品} + \text{半製品} \cdot \text{仕掛品）} - \text{年初在庫額（製造品} + \text{半製品} \cdot \text{仕掛品）}$$

## 8 記号

「－」… 皆無又は該当数値なし

「0」… 端数四捨五入のため単位未満（「0.0」についても同じ）

「△」… マイナスの数値

「X」… 事業所数が 1 又は 2 に関する数値で、申告者の秘密保護のため秘匿した箇所ただし、3 以上の事業所に関する数値でも、秘匿した事業所に関する数値が前後の関係から判明する箇所は「X」で表している。

なお、従業者数については、秘匿を解除することができる取扱いとなったため、平成 16 年の公表から秘匿を行っていない。

## 9 地域一覧表

地 域	各 地 域 の 範 囲
岩 国 地 域	岩国市、和木町
柳 井 地 域	柳井市、周防大島町、上関町、平生町
周 南 地 域	下松市、光市、周南市、田布施町
山 口 ・ 防 府 地 域	山口市、防府市
宇 部 ・ 小 野 田 地 域	宇部市、美祢市、山陽小野田市
下 関 地 域	下関市
長 門 地 域	長門市
萩 地 域	萩市、阿武町

## 10 産業中分類の略称及び産業分類改定

日本標準産業分類の改定に伴い、平成 20 年調査より工業統計用産業分類も改定した。主な内容は以下のとおり。

旧分類(19年調査まで)			新分類(20年調査以降)		
略 称	産 業 名 称		略 称	産 業 名 称	
09	食 料	食料品	09	食 料	食料品
10	飲 料	飲料・たばこ・飼料	10	飲 料	飲料・たばこ・飼料
11	織 維	繊維工業品	11	織 維	繊維工業品
12	衣 服	衣服・その他の繊維製品	12	○ 木 材	木材・木製品
13	○ 木 材	木材・木製品	13	家 具	家具・装備品
14	家 具	家具・装備品	14	○ パ ル プ	パルプ・紙・紙加工品
15	○ パ ル プ	パルプ・紙・紙加工品	15	印 刷	印刷・同関連品
16	印 刷	印刷・同関連品	16	○ 化 学	化学工業製品
17	○ 化 学	化学工業製品	17	○ 石 油	石油製品・石炭製品
18	○ 石 油	石油製品・石炭製品	18	○ フ ラ ス チ ッ ク	プラスチック製品
19	○ フ ラ ス チ ッ ク	プラスチック製品	19	○ ゴ ム	ゴム製品
20	○ ゴ ム	ゴム製品	20	皮 革	なめし革・同製品・毛皮
21	皮 革	なめし革・同製品・毛皮	21	○ 窯 業	窯業・土石製品
22	○ 窯 業	窯業・土石製品	22	○ 鉄 鋼	鉄鋼
23	○ 鉄 鋼	鉄鋼	23	○ 非 鉄	非鉄金属
24	○ 非 鉄	非鉄金属	24	○ 金 属	金属製品
25	○ 金 属	金属製品	25	● は ん 用 機 械	はん用機械器具
26	● 機 械	一般機械器具	26	● 生 産 用 機 械	生産用機械器具
27	● 電 気	電気機械器具	27	● 業 務 用 機 械	業務用機械器具
28	● 情 報 通 信	情報通信機械器具	28	● 電 子 テ ` ハ ` イ ス	電子部品・デバイス・電子回路
29	● 電 子 テ ` ハ ` イ ス	電子部品・デバイス	29	● 電 気	電気機械器具
30	● 輸 送	輸送用機械器具	30	● 情 報 通 信	情報通信機械器具
31	● 精 密	精密機械器具	31	● 輸 送	輸送用機械器具
32	そ の 他 工 業	その他の製品	32	そ の 他 工 業	その他の製品

- (1) 産業、品目の番号が多く変わっている。
- (2) 「繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く。）」と「衣服・その他の繊維製品製造業」を統合し、「繊維工業」を新設した。
- (3) 「一般機械器具製造業」、「精密機械器具製造業」及び「その他の製造業」の一部を再編（分割・統合）し、「はん用機械器具製造業」、「生産用機械器具製造業」、「業務用具製造業」を新設した。
- (4) 上記の再編（分割・統合）に伴って、「繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く。）」、「衣服・その他の繊維製品製造業」、「一般機械器具製造業」、「精密機械器具製造業」を廃止した。
- (5) 産業類型別については、○印は基礎素材型産業、●印は加工組立型産業、それ以外は、生活関連・その他型産業（図中は「生活関連他」と表示）を示す。

## 11 その他

- (1) 調査日現在に休業中、操業準備中及び操業開始後未出荷の事業所については、集計から除外されている。
- (2) この調査結果の数値は、県集計の結果に基づくもので、経済産業省が公表する「工業統計表」の数値と相違することがある。
- (3) この集計表の数値は単位未満を四捨五入しているため、積上げと合計、増減額等が一致しないことがある。
- (4) 平成 19 年調査から、製造業の実態を的確に把握するため、製造品出荷額等に「その他収入額」を、原材料使用額等に「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」を調査項目として追加した。このため、製造品出荷額等における平成 19 年の数値の前年比等については、断層が生じている。
- (5) 美祢市の平成 19 年数値については、合併前市町の合計値を用いている。
- (6) 調査結果についての照会先

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号  
山口県総合政策部統計分析課商工労働統計班  
電話 (083) 933-2654 (直通)